

# 平成30年度事業計画

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

## I 総括的概要

当センターは、鳥取市の中小企業対策の一環として、地区内の中小企業の事業主とそこで働く従業員の「勤労者福祉事業」を総合的かつ効果的に実施しています。

現在の当センターにとって喫緊の課題は、新規会員の確保による組織の維持・拡大が重要であるとの認識に立って、現会員のサービスの充実と合わせ、推進する所存です。それらを踏まえて「平成30年度の重点項目」として次のとおり取り組みます。

### (1) 積極的な加入促進活動

a、会費収入の確保は、当センターの安定的運営の根幹であり、会員サービスのいっそうの向上の面からも必要不可欠な要素であります。そのため㊦従来よりの加入促進員による未加入事業所の訪問、入会勧奨と㊧OB会員制度は継続しつつ㊨新たに、管内に存在する金融機関一鳥取銀行、山陰合同銀行、鳥取信用金庫と「企業紹介制度」の契約（平成30年3月1日を予定）を結び、企業との結びつきの深い組織のネットワークも活用して参ります。

b、センターの認知度や、事業内容の周知度の強化も新会員加入促進の重要なポイントの一つとして捉え、㊩テレビスポット(継続)や㊪乗り合いバスの車外広告（日ノ丸自動車）なども投入して取り組みます。

### (2) センター事業の“サービスの質の向上”

a、会員に喜ばれる事業のさらなる強化

㊫健康促進事業（健康診断やインフルエンザの予防健診など）など企業の利用の多い分野の事業に力点を置き、利用促進につとめる。

さらには、㊬昨今、企業からリクエストの上がっている「事業所所有」や、「個人所有」の社屋・家屋を対象とした「風水害を附加した(重点とした)火災保険の提携推進」も導入(現在調整中)して行きたいものです。

◎上記(1)．(2)を実施することにより「新規会員目標—200人増を目指します。(30年度末：7,300人 参考：29年度末で7,100人を想定)

## II 具体的事業計画

定款第4条に基づき次の事業を実施します。

### (1) 健康の維持増進に係る事業 《定款第4条(1)》

- ・事業主及び会員対象の健康診断助成

- ・安価な“遺伝子検査の受診割引提携→生活習慣病の早期予防  
(会員：㈱サインポスト)
  - ・インフルエンザの予防接種
  - ・薬の割引斡旋
- (2) 在職中の生活安定に係る事業 《定款第4条(2)》  
その他
- ・各種の給付事業と冠婚葬祭、教育、物品購入のための低利の融資斡旋
  - ・「全福センター」推奨の“入院あんしん保険”の案内
  - ・各施設との“利用割引提携”や“商品割引”の案内
- (3) 自己啓発及び余暇活用に係る事業 《定款第4条(3)》
- ・生涯学習向上のための、料理教室、ガーデニング教室等の自主企画開催
  - ・職務スキルアップのための国家資格試験(準じたものを含む)受験料の助成
  - ・事業主及び従業員(会員)交流事業 例：ゴルフコンペ
- (4) その他センターの目的を達成するために必要な事業  
《定款第4条(4)》
- ① 中小企業勤労者福祉に関する情報提供・施策普及事業  
例：ひまわりセンターガイドブックの発行  
会報誌「ひまわりセンターニュース」の発行(年4回)
- ② 老後生活の安定に係る事業の実施
- ・中小企業退職金共済制度の普及啓発活動及び加入促進・斡旋(通年)
  - ・小規模企業共済制度の普及啓発活動及び加入促進・斡旋(通年)
- ③ 加入促進に係る事業の実施
- ・会員事業所による未加入事業所の加入促進の報償費は、1人につき800円(通年)
  - ・加入促進員による未加入事業所の加入促進(加入促進員による加入促進報酬費2,000円)(通年)
  - ・管内金融機関(鳥銀・合銀・鳥信)の“企業紹介制度”による未加入事業所の加入促進(紹介加入1人につき1,000円の紹介手数料)
  - ・メディア及び他の会報誌並びにコミュニティ誌への広告等(通年)